

富士通グループが主に使用するPRTR対象物質の生態影響および工場からの排出基準

第一種指定化学物質の名称	第一種指定化学物質の番号	使用時の状態	環境省生態毒性(単位:mg /) 2								大気汚染に係わる基準値 (工場の排出基準)		水質汚染に係わる基準値 (工場の放流基準)	
			藻類		ミジンコ			魚類			大気汚染防止法基準値	富士通自主管理基準値 (参考)	水質汚濁防止法基準値	富士通自主管理基準値 (参考)
			成長阻害		急性遊泳阻害	繁殖阻害		急性毒性	延長毒性					
			72hr-EC50	72hr-NOEC	48hr-EC50	21day-EC50	21day-NOEC	96hr-LC50	14day-LC50	14day-NOEC				
マンガン及びその化合物	311	固体、金属	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10mg/	1mg/
銅水溶性塩(錯塩を除く)	207	液体、固体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3mg/	1mg/
2-アミノエタノール 1	16	液体(有機溶剤)	2.8	1	97	2.5	0.85	>100	>100	100				
キシレン	63	液体(有機溶剤)	-	-	-	-	-	-	-	-		100ppm		
o-キシレン	63	液体(有機溶剤)	23	21	1	0.93	0.63	7.4	9	1.9		100ppm		
p-キシレン	63	液体(有機溶剤)	16.8	8	6.9	2.06	1.29	11.3	5.32	0.413	-	100ppm	-	-
トルエン	227	液体(有機溶剤)	43.3	9.7	4.13	2.35	1.17	25.4	10.5	0.72	-	50ppm	-	-

1 2-アミノエタノールは主に電子部品の洗浄工程で使用され、工程は密閉式(クローズドシステム)であり、使用後は精製再利用または廃棄物として大気、水域へ排出されることなく回収される。

2 環境省生態毒性

- ・藻類生長阻害試験:水系食物連鎖における生産者である藻類(単細胞緑藻類)を対象とし、化学物質に72時間暴露した際の藻類の生長、増殖に及ぼす影響(生長阻害半数影響濃度EC50、無影響濃度NOEC)。
- ・ミジンコ急性遊泳阻害試験:水系食物連鎖における一次消費者であるミジンコ(甲殻類)を対象とし、化学物質に48時間暴露した際のミジンコの遊泳に及ぼす影響(遊泳阻害半数影響濃度EC50)。
- ・ミジンコ繁殖阻害試験:水系食物連鎖における一次消費者であるミジンコ(甲殻類)を対象とし、化学物質に21日間暴露した際のミジンコの繁殖に及ぼす影響(繁殖阻害半数影響濃度EC50、無影響濃度NOEC)。
- ・魚類急性毒性試験:水系食物連鎖における高次消費者である魚類(メダカ)を対象とし、化学物質に96時間暴露した際の魚類に及ぼす影響(半数致死濃度LC50)。
- ・魚類延長毒性試験:水系食物連鎖における高次消費者である魚類(メダカ)を対象とし、化学物質に14日間暴露した際の魚類への影響(半数致死濃度LC50、無影響濃度NOEC)。
- ・EC50:試験生物への影響が対照群(試験物質に暴露しない群)に比べ50%現れると算定される試験物質の濃度。藻類の場合は、72時間後の細胞密度が半分となる濃度。
- ・NOEC:試験生物への影響が、対照群と比べて有意な差を示さない無作用濃度のうちの最高試験濃度。
- ・LC50:試験生物の50%を死亡させると算定される試験物質の濃度。